

1996-46

pp. 21

一般言語学 general linguistics フ linguistique générale 特定言語の文法やその歴史の変遷といった個別具体的テーマでなく、人間の言語一般についての研究。20世紀はじめ、スイスの言語学者ソシュールは『一般言語学講義』(1916)のなかで、言語の恣意性、ラングとパロール、共時態と通時態、能記と所記といった、言語が記号の体系として備えている基本的な特性を概念化した。この枠組は、のちの言語学の方向を決定したばかりか、記号学、構造主義などの源泉ともなった。→ラングとパロール；共時態と通時態；シニフィアンとシニフィエ；記号論と記号学；構造言語学

pp. 229

自然言語と形式言語 natural language and formal language 人工言語または形式言語に対して、日本語や英語、スワヒリ語のように歴史的に発生し、その言語を母国語とする話し手のいる言語を自然言語という。形式言語は、特定の目的で構成された言語で、完備した形式をそなえているもの。コンピュータのためのプログラム言語などがそれに当たる。形式言語は明晰性と操作性をそなえているが、自然言語のような豊かさ(日常生活との対応)を欠く。→人工言語と日常言語；プログラム言語

pp. 349

生活の形式 forms of life フ Lebensform ドイツの哲学者フッサールの用語。主観=客観図式にもとづいた認識の客観的妥当性を、現象学の方法によって徹底的に追究した彼は、かえって認識作用を成り立たせる根底に、人びとのあいだに共通に分けもたれている生活の形式を発見した。これは反省作用に先立つ暗黙の知識であり、その実態は慣習もしくは文化伝統であろう。ウィトゲンシュタインやポランニー(Polanyi, M.)もよく似た指摘をしている。→暗黙の知識

pp. 25

イーミックとエティック emic and etic 音韻論(phonemics)、音声学(phonetics)の語末をとって造語した、アメリカの言語学者パイプ(Pike, K. L.)のタグミーミックス(tagmemics 文法素理論)のことば。人類学など関連の分野でも用いる。観察可能な現象の表層の差異にあくまでも注目して記述しようとする視点をエティック、その現象の背後に想定されるコードに即し、一部の差異をあえて無視して分析単位を同定しようとする視点をイーミックと呼ぶ。→外在的批判；内在的批判；客観性；主観性

pp. 323

人工言語と日常言語 artificial language and ordinary language 論理学の明晰さを規範とする言語を人工言語、言語のあるがままの姿をそなえた言語を日常言語という。分析哲学は人工言語学派、日常言語学派の二大流派に分かれるが、それは、哲学する用具である言語を論理学に求めるか、あるがままの言語に求めるかの違いによる。人工言語の明晰性は利点であるが、無定義語から出発する、単純すぎるなど、日常言語より不利な点もある。→分析哲学；自然言語と形式言語

pp. 362

生成文法 generative grammar チョムスキー理論の前提となる文法概念。ある言語を適格な文(記号連鎖)の集合と考え、この集合をいくつかの生成元と生成規則(文法)とから生成させようというアイデア。代数学の「生成」の概念を応用したものである。生成文法にもいくつかのタイプがあるが、チョムスキーはそのうち、変形規則を伴ったタイプの文法(変形生成文法 transformational generative grammar: TGG)が人間の言語を最もよく説明するとした。→心理言語学；言語能力と言語運用

pp. 156

言語ゲーム language games フ Sprachspiel 20世紀の哲学者ウィトゲンシュタインの後期の用語。彼は、哲学を含む人間の営為一般を、規則に従った遂行的(performative)なできごとと捉え、それを言語ゲームと呼んだ。言語ゲームの規則は必ずしも意識されとは限らないが、それは人びとの営為に根拠がないことを意味しない。この着眼は、哲学のみならず、法学、認知科学、社会学ほか広範な関連分野に影響を与えている。→ゲーム；共約不可能性

pp. 335

心理言語学 psycholinguistics 言語をひとつの行動と捉え、それとその背後の心理プロセスとの関係を研究する学問。心理プロセスとはたとえば、記憶・注意・理解などである。心理言語学は、言語の獲得、二重言語、語用論、言語行為論、言語と思想の関係の研究、などとも関連が深い。1960年代に変形生成文法が有力となってから、心理言語学は、言語の獲得・使用に焦点を当てる研究方法として、理論言語学と関連するようになった。→生成文法；バイリンガリズム

pp. 447

デノテーションとコノテーション denotation and connotation 外示と共示(含意)などと訳す。伝統的な論理学における外延と内包の概念を記号学に拡張したもので、バルトの論考によって一般的となった。記号学は記号を、能記(シニフィアン)→所記(シニフィエ)への意味作用(ほぼデノテーションに相当)と分析するが、コノテーションとは、記号自身が再び能記となって意味作用をもつ場合で、ある記号にまつわる漢とした雰囲気やイメージをさす。→シニフィアンとシニフィエ

pp. 503

発話行為 speech act 言語行為とも訳す。イギリスの哲学者オースティンが唱え、同じくサルが発展させた概念。約束する、命名する、などのように、言語が社会的現実を創造する遂行的な行為である事実を重視する。→発話的行為と発話内の行為；言語哲学

pp. 648

ウィトゲンシュタイン Wittgenstein, Ludwig Josef Johann(1889-1951) オーストリアの名門に生まれ、イギリスで活動した哲学者。ユダヤ系。オーストリアで小学校教師などをつとめたあと、ケンブリッジ大学教授(1939-47)となるが、辞職。青年時代ラッセルに師事し、『論理哲学論考』(1921, 1922)を発表、論理実証主義に影響を与える。1930年代以後はケンブリッジ大学の私的なゼミで言語ゲームについての考察を進め、日常言語学派、分析哲学ほか現代思想の源流となった。未刊の原稿の一部が『哲学探究』(1953)ほかとして公開されたが、それに数倍するノートと整理したドイツ語版の全集がやがて刊行の運びである。

pp. 540

プラグマティクス pragmatics 語用論と訳す。もとはアメリカの哲学者モリスの用語。統語論(syntax)、意味論(semantic)と並んで、標準的な言語学の三部門の一つ。統語論、意味論を前提としたうえで、言語の使用者が特定の場面で言語をどのように操るかを問題にする。言語の用法が慣用的(規範的)である場合、統語論や意味論と接近することになり、その境界はあいまいとなる。語用論の代表的な研究にグライス(Grice, H. P.)の会話分析などがある。→シンタククス；意味論；会話分析

pp. 676

チョムスキー Chomsky, Avram Noam (1928-) アメリカの言語学者。マサチューセッツ工科大学教授(1962米)。ユダヤ系。ハリス(Harris, Z.)に師事して言語行動を研究するうち、生成文法のアイデアを着想、『文法の構造』(1957)を発表して学界に革命的衝撃を与える。『文法理論の諸相』(1965)ほかの著作でも変形生成文法(transformational generative grammar: TGG)を提案、最も有力なアプローチと目されるチョムスキー学派を形成する。計算理論、発達心理学、人工知能、認知科学、哲学その他に大きな影響を与える。思想家としてもヴェトナム戦争に反対するなど、多彩な活動を展開した。

pp. 653

オースティン Austin, John Langshaw(1911-60) イギリスの哲学者。オクスフォード大学教授(1952米)。日常言語学派のリーダーとして研究を進め、言語はたんに世界を記述する(真偽が問題となる)だけでなく、発話行為としても成立していると結論し、伝統哲学の前提を覆した。『言語と行為』(1962)など。

pp. 713

ヤコブソン Jakobson, Roman Osipovič (1896-1982) ロシア生まれの、アメリカに帰化した著名なユダヤ系言語学者。ハーヴァード大学教授(1949-67)、マサチューセッツ工科大学教授(1957-67)。ロシア・フォルマリズムから出発し、1920年代にはプラハ学派(Prague School)の運動に加わり、構造主義的な手法を確立。1941年アメリカに渡り、レヴィ=ストロースに影響を与えるなどの活躍をした。『ヤコブソン選集』(1962-85)がある。

おまけ 『Voice』特別増刊号 1996.10.1.発行 pp.212

西暦2001年の「幸福」を考える100人

橋爪大三郎(はしづめ だいざぶろう) ●東京工業大学教授 一九四八年神奈川県生まれ。東京大学大学院人文科学研究科社会学専攻博士課程修了。八五年に著わした『言語ゲームと社会理論』(勁草書房)でデビュー。以来、『言語派社会学』の立場から、社会システムや政治制度がいかに「言葉の用法」と密接不可分に生成されるか、あるいは、言葉を越えた「別種の

現実」たる宗教がじつは「言葉の内側にある」ことなどを、現実問題に即して解き明かしてきた。日本橋で社会学を行うのも、「日本社会の作動メカニズムは、日本語の与える現実から独立でない」とする認識から。現代思想の移植に汲々とする。思想の貧血症、状況に抗し、日本独自の言葉の用法「暗黙の前提」の解明に挑む。「思想とは、言葉の個人責任の制度である」と語るだけ、いま最も了解可能な社会学者だ。 著書に『橋爪大三郎の社会学講義』(夏目書房、95年)など。

日本の論壇500人 Who's Who

PHP研究所創設50周年記念企画

Voice 10月特別増刊号

pp. 76

n 個の性 [(仏) n sexes]

フランスの哲学者、ドゥルーズ (G. Deleuze) とガタリ (F. Guattari) の提唱した概念。両名は共著『アンチオイディプス』(1972年) で、男性/女性の固定した二値的な性別の観念をしりぞけ、身体の流動的な多様性そのものを n 個の性と名づけた。同書は、精神分析に立脚したものであり、n 個の性はフロイトの多型倒錯の概念を継承したものとみられる。

この概念が一般に受け入れられた時代背景として、フェミニズムの興隆をあげることもできよう。フェミニズムは、現代社会の男性中心主義を告発した。するとこの社会で、単なる男性(または女性)として自己を確立することは、異性を抑圧する(異性に抑圧される)立場に身を置くことを意味してしまう。そこで自分を、どちらかの性に属するものとみるかわりに、n 個の性(つまり、異性でありうることを含む多様な可能性)として発見できれば、そうした苦境に立たなくてすむ。n 個の性の概念は、男性/女性を、階級のように敵対しあう2項ではなく、誰にも一定比率で分布する要素と位置づける。そのようにして、伝統的な男性/女性の固定観念を相対化できるのである。

n 個の性の概念を受け入れると、逆に、現状のような男性/女性の固定した枠組みがどのように生成され、再生産されているのかを考えねばならない。ドゥルーズとガタリはそれを、資本主義経済の維持・発展のメカニズムと結びつけて理解する道すじを開いた。→同性愛, ジェンダー

(橋爪大三郎)

〔文庫〕G. Deleuze et F. Guattari, *L'anti-OEdipe* Minuit, 1972 (市倉安祐訳『アンチオイディプス』河出書房新社, 1986).

pp. 316

公娼制度

当局(公権力)が一定の条件のもとに許可を与えて、売春を公認する制度。公認が得られないものは、公娼に対して私娼と呼ばれる。公娼制度は、一方で売春に対する需要を是認しなければならぬにもかかわらず、もう一方で売春を社会のある範囲にとどめておきたいという、矛盾した要求を公権力がいく場合にも生まれる。売春の是認は、軍隊、参勤交代の武士、出稼ぎ労働者など、単独男性が長期にわたって生活する場合などに生じやすい。一方、売春のある範囲に限定しようとするのは、道徳(家庭の秩序を守る)、風紀(一般社会を売春から切り離す)、治安(犯罪を防止する)、経済(税金を取る)、衛生(性病を予防する)などの配慮にもとづく。

公娼制度のもとでは、娼婦は、当局の許可を得て営業を行う。娼婦は、それ以外の女性と簡単に区別がつくように、特定の服装をしたり、特定の場所に居住したりすることがしばしば義務づけられる。娼婦が一箇所に集まる場合を、集娼という。一方、私娼は無許可営業として、取り締まりの対象となる。

江戸時代の遊廓は、幕府の許可を得て営業した公娼(集娼)といってよいが、それ以外の場所にいた娼妓や芸妓の売春行為が厳格に取り締まれたわけではなかった。明治初めに政府は娼妓解放令を発したが、遊廓の実態はそのまま存続した。その後、公娼制が整備され、娼妓は当局が発行する鑑札を得て営業すること、所轄警察の監督を受けること、定期検診を受けることなどが義務づけられた。戦後娼妓取締規則が廃止され、公娼制は幕を閉じたが(1946年)、遊廓以来の営業形態は売春防止法の施行(1958年)まで存続した。

これとは別にいわゆる従軍慰安婦は、当局が許可を与えるのみならず、さらに踏み込んで一般の婦女子(とくに朝鮮や被占領地の女性)を連行して売春行為そのものを強制したという点で、公娼制度のなかでも特異な事例である。日本政府は従来この事実を認めず、民間の業者が勝手に行ったと主張してきた。しかし、軍当局や地元の警察が関与したことを示す証拠が徐々に見つかるうえ、そこに日本の国家意思が関与したことは客観的状況からみて明らかであるため、日本国は責任をまぬがれない。→売春, 従軍慰安婦

(橋爪大三郎)

pp. 501-502

性愛 [(英) sexual love]

人間が互いの身体をいつくしみあう行為、およびそれに伴う心的経験をいう。人間の性行動が動物と異なるのは、そこに人間の発達した大脳の精神機能が深く関与している点である。その証拠をあげれば、第一に、発情期のような性周期が消滅し、性行動が周年化(日常化)していること。第二に、近親相姦の禁忌(インセスト・タブー)が普遍的に見いだされること。第三に、猥褻の観念(性的羞恥心)が行き渡っていて、公然の社会空間は性愛と無関係なもののみなされ、性愛はそこから隠れた小領域に閉じ込められていること。第四に、身体的性別とは異なるレヴェルに社会的性別の観念が成立していて、性現象に大きな役割を演じていること。第五に、性愛のプロセスそのものも、複雑にこみいった文化・社会制度に組み込まれていて、本能や性衝動の発露とほど遠い洗練されたものになっていること。これらを背景にした人間の性愛は、人間男女が互いを個人として認知し、深い永続的な関係を結ぶ作用を、われわれの社会に付加するものである。

性愛を前提とする男女の結びつきが制度化されたものが、結婚である。結婚は、期間を限定しない、その社会の最も正統な性愛関係である。ここから生まれた新生児は、その結婚に帰属することになっており、ここに父/母/子どもの役割の束としての家族が完成する。子どもは、家族のなかにいるかぎり性愛から疎外されざるをえず、その外に対象を求めようにさし向けられる。

生殖を予定する結婚は異性愛を原則とするが、それとは別に同性愛を公認してきた社会もある。しかし、同性愛を異常とみなし、禁圧してきた社会のほうがはるかに多い。

ユダヤ教やキリスト教は、『聖書』に同性愛を否定する箇所があるため、宗教上の理由から同性愛を禁じてきた。同性愛(ホモ・セクシュアル)には、男性同士の場合(ゲイ)、女性同士の場合(レズビアン)がある。また、同性愛・異性愛のいずれも可能な場合は、両性愛(バイ・セクシュアル)である。精神医学は長いあいだ同性愛を治療の対象とみなしてきたが、現在ではその見解を修正し、同性愛を異常と考えないのが通説となっている。

性愛関係が始まるには、2人が互いを選びあうプロセスが必要である。このプロセスがどのようにたどられるかは、社会により異なる。当事者の自由意思に基礎をもつ双方の愛情によって、性愛関係-結婚が根拠づけられるべきだとする欧米社会では、このプロセスが詳細にパターン化されている。このプロセスを省略せずにたどることが、愛情の証明になっている。逆に言えば、このプロセスを省略した性愛は、遊び(持続性を度外視した性愛)か売春(対価を目的とする性愛)となってしまう。→愛, 性革命, 性の解放, 同性愛, 恋愛

(橋爪大三郎)

pp. 502

性科学 [(英) sexology]

性行為をはじめとする人間の性現象を科学的・総合的に研究する学問。性現象の解明が人間の理解に不可欠であるという洞察は、フロイト(S. Freud)の学説とともに広く承認されることとなった。この学説の影響のもとに、医学(性現象の医学・生理学的基礎の研究)、心理学(サディズム、マゾヒズム、フェティシズムなどの変態性欲の研究)、文化人類学(未開社会の性風俗の研究)、社会学(家族病理や性犯罪の研究)、哲学などといったさまざまな分野の学者の協同の産物が、性科学である。

性科学は、20世紀前半のドイツで興隆したが、戦後その舞台はアメリカに移った。アメリカの性科学者は、アンケートや統計、実験による実証的な研究を特徴とする。キンゼイ(A. C. Kinsey)による『キンゼイ報告』、マスターズ(W. H. Masters)とジョンソン(V. J. Johnson)による『マスターズ報告』、ハイト(S. Hite)による『ハイト・リポート』が、有名である。これらの業績は、道徳や倫理を離れて、性現象を科学的に解明しようとする態度を、社会に広めるのに役立った。

性科学が、あくまでも性現象を実証科学の方法で解明しようとするのに対し、最近では、性現象を歴史学など、もっと広い諸学問の方法で解明しようとするアプローチが有力になっている。フォーコー(M. Foucault)やドゥルーズ(G. Deleuze)、ガタリ(F. Guattari)らがその代表であり、こうした業績は従来の性科学の構想の枠内にはもはや収まらなくなっているといえる。→性, 性道徳(橋爪大三郎)

pp. 515

性倒錯 [(英) sexual perversion]

伝統的な性科学の概念で、性行動のあり方が正常でないこと。これをさらに、性の対象が正常でない場合(同性愛、幼児愛、老人愛、屍体愛、獣姦、フェティシズムなど)と、性の目標が正常でない場合(露出症、窃視症、サディズム、マゾヒズム、服装倒錯など)とに分け、後者を狭義の性倒錯というのが普通である。誰にでも多かれ少なかれこうした傾向があるだろうが、正常な方法では性的満足が得られない場合に限って性倒錯と呼ぶ。なお近年はこのうち、同性愛を性倒錯に含めない(したがって、治療の対象とはしない)ことになっている。

性倒錯が生じる原因としては、医学的な理由(性染色体異常、半陰陽、ホルモン異常、精神病、神経症など)と、社会環境とが考えられるが、前者の例はわずかである。フロイト(S. Freud)の学説によると、性倒錯は、幼児期の性欲のあり方(多型倒錯)が成人期にまで残存したものの、すなわち一種の発達異常である。

高度資本主義社会の特徴の一つは、性倒錯が商品として消費されるようになり、正常との境目があいまいになったことである。性的少数者(マニア)のための、緊縛、スカトロ(糞便)、サドマゾ、ブルセラ、ロリコン(幼児愛)などが、AV(アダルトビデオ)やさまざまなメディアにとりあげられ、一般人の性行動を変容させている。正常かそうでないかの境界は微妙であり、性倒錯の概念そのものが揺らいているといえる。→同性愛, n 個の性, 性愛, 性道徳

(橋爪大三郎)

性道徳

ある社会の人々がどのように性的な行為を営むべきかを定める道徳。近親相姦の禁忌（インセスト・タブー）は、各自の判断に任される道徳よりももっと根底にある規範なので、道徳と連続しているが道徳には含めない。また、法律や宗教や習俗によって、性的な行為のあり方が厳格に定められている場合も、道徳とは呼びにくい。道徳とは、各自にある範囲の自由が許されており、しかもその範囲で、どのように行為するのが望ましいかについて、社会の合意がある場合である。

どの社会にも見いだされる道徳は、まず、**猥褻**に関連する道徳。人体の一定部位を露出することや、性行為を連想させる行為や言葉は、猥褻とみなされ、人前でそうした行為をすることが抑止されている。こうして一般に、性行為が行われてよい空間／行われてならない空間は分離され、中間の曖昧な空間は許容されない。第二に、結婚に関連する道徳。結婚は一般に、正統で安定した性関係として、それ以外の性関係よりも優位に立とうとする。そのために、それ以外の性関係をおさるべきでないものとみなす。第三に、売春に関連する道徳。ほとんどの社会で、金銭などの対価のために不特定の人々と関係する売春は、それ以外の性行為と違ったものとして蔑視される。第四に、個人の資質に関連する道徳。自由に性行為を行ってよい立場の人であっても、頻りに相手を替えたり、誰とでもすぐに性行為をしたりすることは、「ふしだら」などと非難される。

性道徳のあり方は、それぞれの社会ごとに異なる。また、ある社会でも、社会階層や地域によって異なる。さらに、男女や年齢によっても異なる場合がある。性をめぐっては、ある行為が男性には許されるのに、女性には禁じられるといった具合に、集団や階層によって異なった道徳が要求される、二重規範（ダブル・スタンダード）がしばしば見いだされる。よくあるのは、女性には純潔や貞節が要求されるのに、男性の豊富な性経験は当然視され、むしろ推奨されるといったケース。両者を両立させるためには、女性を2群に分け、純潔な若い女性－貞淑な人妻のグループ（正則群）と、もっぱら多くの男性を相手にする、相対的に少数の女性のグループ（反正則群）とする以外にない。後者には、純潔や貞節は要求されない。こうして同じ女性に、2通りの道徳が要求される結果となる。日本の近世～近代は、こうした二重の性道徳が支配する社会であったが、近年、こうした区分は急速に薄れ、男女とも同一の道徳を受け入れるようになりつつある。→インセスト・タブー、性革命、性の解放、性愛、不倫、猥褻（橋爪大三郎）

同性愛 [(英) homosexuality]

自分と同じ性別の相手を性的対象とする性愛現象。ホモセクシュアル。男性同性愛をゲイ、女性同性愛をレズビアンと呼ぶ。異なる性別の相手を性的対象とする、異性愛（ヘテロセクシュアル）の反対。

同性愛は、病的とか異常とかみなされてきた歴史があるが、今日では単なる「性的少数者」と扱われている。多くの社会で禁止され抑圧されてきたにもかかわらず、どの社会にも見いだされる現象で、一部の社会では公認されており、制度化されている場合すらある。「聖書」が同性愛を禁じているため、キリスト教社会では男性同性愛（ソドミーと蔑称）も女性同性愛も罪悪視されてきた。日本には同性愛を禁じる伝統がなく、男性同性愛は男色として、僧侶や武士、上流階級のあいだでたしなまれた。欧米に比べ、日本では同性愛者の割合がきわめて少ないが、その理由はよくわかっていない。

同性愛には、(1)環境のせいでは異性愛が不可能なための代償としての同性愛、(2)環境と無関係な本人の性向としての同性愛、の2種類がある。(1)の場合、寺院や軍隊といった特殊な環境が解消されると、同性愛も解消する。いっぽう同性愛者には、異性愛を受けつけない者、異性愛を受けつけない者（両性愛者）、の2種類がある。

ところで、同性愛／異性愛の基準である性別には、(1)社会が与える社会的性別、(2)本人が自分で信じる心的性別、の二つのレベルがある。たまたま両者がくずれ違ってしまった場合、彼(女)らは自分の信じる性に「戻ろう」として、異性装や性転換を行うかもしれない。こういうケースを考慮すると、同性愛／異性愛の区別も複雑となる。たとえば、身体的に男性で、家族も彼を男性として育てたが、本人は自分を女性と信じ、女性に性転換したケース。この人物が男性を愛するなら、心および身体のレベルでは異性愛だが、社会的性別のレベルでは同性愛ということになる。同じように、通常、同性愛や異性愛として一括されているケースのなかに、その反対に解釈しなければならぬものが混じっているかどうか、考えてみる必要がある。

さらに進んで性愛の実態を、男性／女性、同性愛／異性愛といった、二値的な区分で切り分けることができないと考えるならば、同性愛という概念の成立そのものも自明ではなくなる。そういう前提に立つ議論として、「n個の性」がある。→性愛、n個の性、衆道（橋爪大三郎）

売春 [(英) prostitution]

金銭などの代価を得て、不特定多数の相手と性行為を行うこと。日本の現行の売春防止法は、その対象を男女間の性交に限定しているが、広義にはそれ以外のケースも含めるべきであろう。

売春は、性の商品化の一形態である。すなわち性行為が、売買可能な商品とみなされ、「性的サービス」として不特定の顧客に提供される。かりに金銭などの代価を伴っても、相手が特定の人間に限られていなければ、売春と言わない。また、相手が不特定多数であっても、代価を伴わなければ、やはり売春とは言わない。売春は、他の商行為の場合と同じく、売り手が相手（顧客）を選択できない。それが市場のルールである。したがって、代価を得て性的サービスを提供しても、相手を選択できる場合は、厳密な意味で売春だとは言えない。

売春は、貨幣経済の発生とともに古く、最古の職業と言われている。貨幣という取引手段が存在する以前は、不特定の相手と交換行為を行う習慣がなく、売春も可能でなかった。記録に残る初期の売春は、神殿で行われる「神殿売春」だったが、これは宗教儀礼の一種とも考えられる。その後、営業としての売春が都市を中心に存続し、根絶の試みはいずれも失敗した。逆に、当局によって公認される場合も多かったが、最近ではそうした公娼制度をとる国はまれになっている。

売春は形態のうえから、当事者の直接合意にもとづく単純売春、売春婦を抱える業者の仲介による管理売春、に大別できる。

わが国近代の売春を時期区分すれば、まず1872年（明治5）の娼妓解放令によって、明治政府は江戸時代以来の、本人の自由意思によらない年季契約を無効としたことが起点となる。しかし、自由意思による娼妓と貸座敷を名目にする遊廓の営業は戦後まで続いた。昭和期には酌婦、女給などによる売春も急増する。1946年（昭和21）、GHQは公娼制度を廃止するが、営業そのものは赤線（指定地域）、青線（それ以外の集娼地域）として存続した。1958年（昭和33）に売春防止法が施行されると、多くの娼家は転業したが、かわって1970年（昭和45）頃からは特殊浴場（いわゆるトルコ風呂、のちにソープランド）やピンク・サロンが盛んとなる。1980年頃からは、ホテル、マントルなどの非合法売春や、ファッション・マッサージなどの売春類似行為、テレクラ、ダイヤルQ²などが出現し、マスコミに乗った風俗営業のブームが起こった。風俗営業法の度重なる改正後も、ブルセラ、デートクラブといった新種の営業が、売春との境界領域を広げている。→性の商品化、公娼制度（橋爪大三郎）

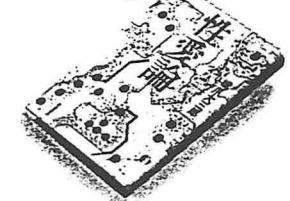
買春ツアー

売春は、性的サービスを売る／買う契約なので、買春ともいえる。買い手を組織し、買春目的の団体ツアーに出かけるのが、買春ツアーである。わが国では海外旅行が一般化してから、フィリピン、韓国、台湾、タイなどを目的地とする買春ツアーが現れた。買春ツアーは、(1)内外価格差、(2)エキゾチシズム、(3)軽薄な好奇心、(4)現地文化に対する無理解、などの複合であるが、日本人の醜悪な一面を表すものとして国際的非難を浴びている。→売春

（橋爪大三郎）

『AERA MOOK12 社会学がわかる。』

1996. 2. 10発行 pp. 177 朝日新聞 おまけ

性愛のかたち・
家族のかたち 2

橋爪大三郎

『性愛論』

岩波書店・1995年

性愛とは自分が他者の身体を欲する現象であり、人間は他の動物よりも高度に複雑な愛のかたちを持つ。本書は、この性愛をめぐる謎に社会科学的方法で迫ろうとする試みである。そこでは「性愛の分離公理」(=性愛領域が他の社会領域から隔てられていること)を軸に、猥褻が現象するのは当該社会が性愛領域を公的領域から分離したことの帰結であること、性別はイデ

オロギーであり、家族内部の分離さえ維持されれば原則に不要なものであること、「近親相姦の禁止」は分離公理、家族内部に写像されたことの効果であることなどが明らかにされる。さらにはフェミニズムの動きに言及する中で、性愛倫理の彼岸への方向性が模索される。「性愛そのものの切実な感心に引き寄せられた人たち」におすすめの一冊